

薬剤師会向けQ&A

2014年10月第1版

2015年9月第2版

疑義照会について

問い合わせが可能な時間帯	医事課: 8:30~17:00 薬剤課: 8:30~19:00
電話での疑義照会 (→「疑義照会の手順」とする)	①処方せんに疑義照会内容を記入後、薬剤課へ処方箋をFAXして下さい ②FAX送信後、薬剤課へ電話して内容をお伝えください ③薬剤師が医師に確認し、折り返しご連絡(TELもしくはFAX)します
疑義照会後に返答を催促するタイミング	疑義の返答はできるだけ急いで対応しますが、10~15分以上要する場合は一旦お知らせします。
後発品へ変更した時	投薬後で構いませんので薬剤課へFAXにて連絡をお願いします。

処方内容について

錠剤A(5mg)0.5T→錠剤A(2.5mg)1Tへの変更の可否	疑義照会をお願いします。
軟膏A(5g)10g→軟膏A(10g)10gへの変更の可否	処方せんの規格通りをお願いします。
メーカー予包剤の変更の可否	処方せんの規格通りをお願いします。
漢方薬の服用時間について	医師が「食後」と指示していれば「食後」で説明しています。
患者様のコンプライアンスを考慮した服用時間の変更	処方せんの用法通りをお願いします。必要な場合は、疑義照会を行って下さい。
適応外使用について	当院では適応外使用は行っておりませんが、適応外使用する場合は院内処方の対象です。
調剤方法の変更の可否	錠剤の「一包化」「別包」は医師の指示です。変更にあたって医師の治療方針を確認する必要がある場合もありますので、事前に疑義照会をして下さい。 なお、「別包」は薬剤毎に指定しています。「一包化」は別包指定のない薬剤が対象です。 また、変更した場合は次回処方のためにオーダー修正を行いますのでFAXで連絡をお願いします。 調剤方法の変更により患者様の料金負担が増える場合も、患者様へ説明・了解の上で行って下さい。
自費処方発行の有無	自由診療は院内処方としています。
手書きで記載がある処方せんの取り扱い	処方せんに手書きで追加・修正することは認めておりません。手書きの記載がある処方せんを患者様が持参された場合は薬剤課まで連絡をお願いします。
薬袋の作成方法について	薬局の基準でも構いませんが、調剤方法の違いにより、患者様に不安を与えたり、服用間違いが起こらないようにして下さい。患者様に十分説明を行って下さい。

一包化から除外している薬の理由	服薬時に注意を促すため、他剤とのコンタミネーション防止、安定性等です。
一包化で別包とする指示がある処方箋を、患者様の同意の上で他の薬と共に一包化して良いか	医師の治療方針により別包としている場合もあるため、問い合わせて下さい。薬の安定性による場合もありますので、薬局で責任を持って管理して下さい。また、変更した場合は次回処方のためにオーダー修正を行いますのでFAXで連絡をお願いします。

服薬指導について

抗がん剤について	抗がん剤は院外処方の対象です。
薬剤情報提供の副作用の表現に、各県各地域で統一された表現を用いて良いか	当院で特別な表現を用いているものはありませんので、一般的な表現を使っていただいて構いません。

その他

副作用情報・調剤過誤等の報告について	副作用が疑われる事例(後発品トラブル含む)が発生した場合・調剤過誤が発覚した場合は当院薬剤課にFAXにてご連絡下さい。書式は薬剤師会にお知らせしています。
休日の処方について	日曜日・休日は院外処方せんは発行されません。土曜日は平日と同様です。
薬紛失時に再受診・再交付となる場合、薬局からの要請の必要性について	薬局と患者様との話し合い後、処方せんの再交付が必要となった場合、当院でも状況の把握が必要ですので薬局から連絡をお願いします。患者様から直接当院に薬紛失の連絡があった場合、まず薬を受け取った薬局に相談するよう伝えます。
新規採用薬・採用中止薬の情報	薬剤師会に通知しています。
使用済み注射針の廃棄について	当院でも回収ボックスは設置していますが、薬局に持参された分は薬局で回収をお願いします。